

# 宿泊約款

A large, light gray, stylized floral graphic with multiple overlapping loops and teardrop shapes, centered in the lower right quadrant of the page.  
A stylized logo consisting of a single, elegant, curved line that forms a shape resembling a lowercase 'a' or a decorative flourish.  
**Shinsaibashi ARTY Inn**

**【第1条】 適用範囲**

1. 当ホテルが、宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。
2. 当ホテルが、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じた時は、前項の規定に関わらず、その特約が優先するものとします。

**【第2条】 宿泊、契約の申し込み**

1. 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出て頂きます。
  - (1) 宿泊者名
  - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
  - (3) 宿泊料金(原則として別表1の基本宿泊料による)
  - (4) その他当ホテル側が必要と認める事項
2. 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルはその申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

**【第3条】 宿泊契約の成立等**

1. 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾した時に成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾をしなかった事を証明した時はその限りではありません。
2. 前項の規定により宿泊契約が成立した時は、宿泊期間の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までにお支払いいただきます。

**【第4条】 申込金の支払いを要しないこととする特約**

1. 前条 2 項の規定に関わらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
2. 宿泊契約の申込を承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び、当該申込金の支払期日を設けなかった場合は前項の特約に応じたものとして取り扱う事とします。

**【第5条】 宿泊契約締結の拒否**

当ホテルは、次にあげる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込がこの約款によらない時。
- (2) 満室(員) 或いはそれに近い状況により客室の余裕がない時。
- (3) 宿泊客が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められる時。
- (4) 宿泊客が泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼす恐れのある行為を行った時。
- (5) 宿泊客が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成4年3月1日施行)による指定暴力団及び指定暴力団員等(以下「暴力団」及び「暴力団員」とする)又はその関係者、その他反社会的勢力である時。
- (6) 宿泊客が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体である時。
- (7) 宿泊客が法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者がある時。
- (8) 宿泊客が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をした時。
- (9) 宿泊客が、宿泊施設若しくは宿泊施設従業員に対し、暴力・脅迫・恐喝・威圧的な不当要求を行った時。或いは、合理的範囲を超える負担を要求した時、又はかつて同様な行為を行った事が認められる時。
- (10) 宿泊客が、伝染病の罹患患者であると明らかに認められる時。
- (11) 宿泊に関し、合理的な範囲を超える負担を求められた時。
- (12) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させる事が出来ない時。

**【第6条】 宿泊客の契約解除権**

1. 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除する事が出来ます。
2. 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払い期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いより前に宿泊客が宿泊契約を解除した場合を除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。但し、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除した時の違約金支払い義務について、当ホテルが宿泊客に告知した時に限ります。
3. 当ホテルは、宿泊客が到着予定時刻を連絡しない、或いは予約時に入力をしないで宿泊日当日の午後10時(到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しない時は、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし、連絡を行う事無く処理する事があります。

**【第7条】 当ホテルの宿泊解除権**

1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
  - (1) 宿泊客が、宿泊に関し、法律の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められる時。
  - (2) 宿泊客が、泥酔等により他の宿泊客に迷惑を及ぼす言動、またその恐れのある時。
  - (3) 宿泊客が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成4年3月1日施行)」による指定暴力団及び指定暴力団員等(以下「暴力団」及び「暴力団員」とする)又はその関係者、その他反社会勢力である時。
  - (4) 宿泊客が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人、その他団体である時。
  - (5) 宿泊客が、法人で、その役員のうちに暴力団員に該当する者があるとき。
  - (6) 宿泊客が、他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をした時。
  - (7) 宿泊客が、宿泊施設若しくは宿泊施設従業員に対し、暴力・脅迫・恐喝・威圧的な不当要求を行った時。或いは、合理的範囲を超える負担を要求した時、又はかつて同様な行為を行った事が認められる時。
  - (8) 宿泊客が、伝染病の罹患患者であると明らかに認められる時。
  - (9) 宿泊に関し、合理的な範囲を超える負担を求められた時。或いはその目的を持った宿泊を意図している時。
  - (10) 天災、施設の故障、その他やむを得ない理由により宿泊させる事が出来ない時。
  - (11) ベッド等での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わない時。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除した時は、宿泊客がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

**【第8条】 宿泊の登録**

1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
  - (1) 宿泊者の氏名、年齢、性別、住所及び職業
  - (2) 外国人にあっては、パスポートをコピーさせていただきます(国籍・旅券番号・入国地及び年月日)
  - (3) 出発日及び出発予定時刻
  - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が、第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとする時は、予め前項の登録時にそれらを提示していただきます。
3. 当ホテルは、お預かりした個人情報株式会社パレスエンタープライズの個人情報保護方針に基づき適切に管理いたします。

**【第9条】 延長料金**

当ホテルは、規定時間外の客室利用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

**《追加料金》 追加時間1時間・お1人様あたり 1,000円**

- ※14時以降はそのお部屋の1泊分の宿泊料金を申し受けます。また、その際の金額は当日の相場からホテル側が決定するものとします。
- ※満室、或いは運営上の理由により延泊を受けられないと判断した場合は、規定時間外の客室利用を応じかねる場合もございます。

**【第10条】 利用規則の順守**

宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に提示した利用規則に従っていただきます。

1. 客室には訪問客をお招きにならないでください。
2. ロビー及び客室内に次のようなものをお持ち込みにならないでください。
  - イ. 動物・鳥類(その他ペットに類する生物)
  - ロ. 著しく悪臭を発するもの
  - ハ. 発火または引火しやすい火薬や揮発油類および危険性のある薬品
  - ニ. 麻薬、非合法薬物またはそれに類するもの
  - ホ. 許可証のない銃砲、刀剣類
  - ヘ. 著しく多量の物品
3. ホテル内で、とばく及び風紀を乱すような行為、他のお客様に迷惑を及ぼすような行動はなさないでください。
4. 了解なく、客室やロビーを事務所代わり等に使用なさないでください。(客室の宿泊以外の利用はお断り致します。)
5. 許可なく客室内の現状を変更するような加工をなさないでください。
6. 館内の諸設備および所物品についてお願いします。
  - (ア) その目的以外の用途にご使用なさないでください。
  - (イ) ホテルの外へもちださないでください
  - (ウ) 他の場所へ移動したり加工したりなさないでください。
7. 廊下やロビーなどに所持品を放置なさないでください。
8. ホテル内でお客様に広告物を配布するような行為はなさないでください。
9. 緊急事態、或いは止むを得ない事情の発しない限り、非常階段・屋上・機械室等客用部分以外の施設内にお立ち入りなさないでください。
10. 未成年者のみのご宿泊は、保護者の許可のない限りお断りさせていただきます。
11. 不可抗力以外の理由により、建造物・備品その他の物品を損傷・汚染された場合は、営業が不可能となった期間分の損失と修繕費の合計額を弁償していただきます。また、お部屋の鍵を紛失させた場合は1万円を弁償していただきます。

**【第11条】 大浴場利用規則**

1. 入れ墨またはタトゥーのある方のご利用をお断りさせていただきます。
2. 浴室では水着の着用をお断りさせていただきます。尚、厚生労働省認可のバスタブカバーは承認しておりますが、無用のトラブルを回避する為、ホテルスタッフへ事前に通知をお願い致します。
3. 脱衣所内での盗難は責任を負いかねます。
4. 貴重品はフロントへお預けください。
5. 営業中の浴室内の撮影は固くお断りさせていただきます。また、その恐れがあった場合はお客様の撮影可能な機器の確認をさせていただきます。
6. 脱衣所のロッカーの利用は大浴場を利用している時間のみとし、ロッカーキーの持ち出しをお断りさせていただきます。

**《大浴場ロッカー利用規則》 利用時間15時～翌朝10時まで**

- 毎日、利用時間終了後に全てのロッカー扉を開放させていただきます。
- ロッカー内に置き忘れた物につきましては、第17条の規定に準じます。

また、ロッカーキーを持ち出しされ施錠されていたロッカー内の残置物についても同様の扱いと致します。

**【第12条】 料金の支払い**

1. 宿泊客が、支払うべき宿泊料金等の内訳及びその算定方法は、別表1に掲げるところによります。
2. 当ホテルは国税庁及び地方自治体の条例により定められた消費税・宿泊税を徴収し、納入を代行します。
3. 税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。
4. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券等これに代わり得る方法により、宿泊客の到着の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行って頂きます。
5. 当ホテルが、宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合に於いても、宿泊料金は申し受けます。
6. 宿泊料金は前払い制となっております。

**【第13条】 当ホテルの責任**

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えた時は、その損害を賠償します。但し、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでない時は、この限りではありません。
2. 当ホテルは、万一の火災などに対処する為、旅館賠償責任保険に加入しております。

**【第14条】 駐車場利用規則**

1. 当ホテル敷地内には駐車場スペースがございません。近隣の駐車場をご利用ください。
2. 駐車場利用中に発生した問題につきましては、ご利用中の駐車場運営会社の利用規則に準じます。
3. 駐車場のご利用前に必ず料金表をご確認ください。料金の変動による差額の負担には応じかねます。

**【第15条】 契約した客室の提供ができない時の取り扱い**

1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供出来ない時は、宿泊客の了解を得て、出来る限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定に関わらず、他の宿泊施設の斡旋が出来ない時は違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。但し、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がない時は、補償料を支払いません。

**【第16条】 寄託物の取り扱い**

1. 宿泊客が、フロントにお預けできる物品又は現金並びに貴重品(貴金属は含みません)の上限額は5万円までとします。
2. 宿泊客が、フロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品(貴金属は含みません)について、滅失 毀損等の損害が生じた時は、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは5万円を限度としてその損害を補償します。
3. 手荷物の取り扱いには十分注意いたしておりますが、通常の手荷物の取り扱いにより生じた破損・老朽化や、持ち手や車輪などの突起した付属品の欠損については責任を負いかねます。

**【第17条】 宿泊客の手荷物又は携帯品の保管**

1. 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解した時に限って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際にお渡します。
2. 宿泊客が、チェックアウトの際、当ホテルに保管の依頼なく宿泊した部屋に置き忘れた手荷物又は携帯品等について、改正遺失物法

の特例施設占有者制度に基づいて管理を行います。また、食品類については、衛生面を踏まえて、置き忘れた物ではなく破棄された物とさせていただきます。

- 17条第1項の場合における宿泊客の手荷物の保管についての当ホテルの責任は、16条第2項の規定に準ずるものとします。

**【第18条】 宿泊者の責任**

宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被った時は、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

■別表第1

宿泊料金等の算定方法

(第2条第1項、第3条第2項及び第12条第1項関係)

宿泊者が支払うべき総額	内 訳		税金(イ・ロ)の清算
	宿泊料金	① 基本宿泊料 ② 税金 イ. 消費税	イ. ①の消費税 宿泊税 (各地方自治体の条例による)
追加料金	③ 飲食料及び その他の利用料金 ④ 税金 ロ. 消費税	ロ. ③の消費税	

※税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

■別表第2

違約金(第6条第2項関係)

1. %は基本宿泊料に対する違約金の比率です。
2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
3. 天災などによる交通網の影響により、来館する事が出来なくなった場合、事前にホテルへ連絡を行う事で違約金の免除を行います。

契約解除通知日	不泊	当日	前日	3日前	7日前	30日前
1名~9名	100%	100%	50%	30%	0%	0%
10名以上	100%	100%	100%	100%	50%	20%